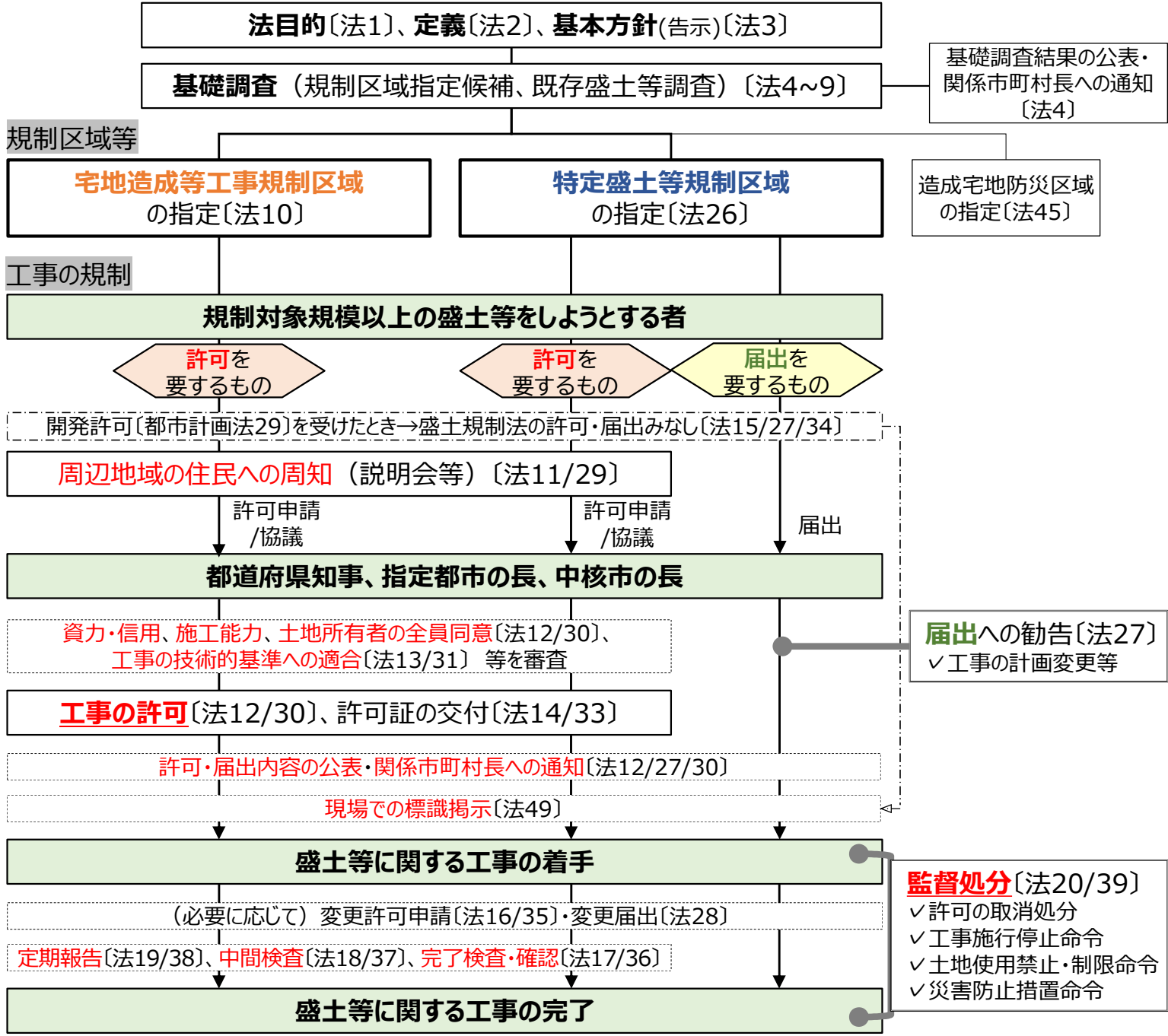


盛土規制法の体系図



許可対象となる盛土等〔政令3,4(28)〕

宅地造成等工事規制区域内(特定盛土等規制区域内)
 (災害の発生のおそれがないと認められる工事等を除く〔政令5(29)〕)

<盛土・切土>

- ①高さ1m(2m)超の崖を生ずる盛土
- ②高さ2m(5m)超の崖を生ずる切土
- ③高さ2m(5m)超の崖を生ずる盛土と切土(同時)
- ④高さ2m(5m)超の崖を生じない盛土
- ⑤面積500m²(3,000m²)超となる盛土又は切土

<土石の堆積>

- ①最大堆積高さ2m(5m)超かつ面積300m²(1,500m²)超
- ②最大堆積面積500m²(3,000m²)超

〔特定盛土等規制区域内の許可の対象規模は、当該規模未満の規模に条例で規定可〔法32〕〕

土地所有者等の責務

土地の保全等〔法22/41/46〕

- ✓盛土等に伴う災害防止(安全維持)
- ✓災害防止措置の勧告

改善命令〔法23/42/47〕

- ✓災害防止措置の命令

立入検査〔法24/43/48〕

報告の徴取〔法25/44/48〕

罰則

罰則〔法55~61〕

- ✓違反行為者に対し、最大3年以下の懲役又は最大1,000万円以下の罰金
- ✓違反者の法人等に対し、最大3億円以下の罰金(法人重科)

行政代執行

行政代執行の特例〔法20/23/39/42/47〕

- ✓緩和代執行
- ✓略式代執行
- ✓特別緊急代執行